

令和7年 第2回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 令和7年6月19日(木)

閉 会 令和7年6月19日(木)

仁 木 町 議 会

令和7年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和7年6月19日（木曜日）午前 9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 報告第1号 令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 一般質問 人口減少に伴う持続可能な地域づくりの施策は（佐藤秀教議員）

小学生の登下校における安全対策は（野崎明廣議員）

小中学生の子育て支援の更なる拡充を（上村智恵子議員）

J R仁木駅周辺の再整備について（上村智恵子議員）

日程第8 議案第1号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議案第2号 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第3号 令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第4号 令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第5号 仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について

日程第13 議案第6号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第14 議案第7号 大江辺地に係る総合整備計画について

日程第15 議案第8号 尾根内辺地に係る総合整備計画について

日程第16 議案第9号 銀山辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第17 選挙第1号 仁木町選挙管理委員の選挙

日程第18 選挙第2号 仁木町選挙管理委員補充員の選挙

日程第19 意見案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

日程第20 議員の派遣

日程第21 委員会の閉会中の継続審査

日程第22 委員会の閉会中の所管事務調査

令和7年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 7年 6月19日(木) 午前 9時30分
 閉 会 令和 7年 6月19日(木) 午後 2時29分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智恵子
 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	桂 下 友 芳
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 参 事	関 雅 樹
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。前田議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和7年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、6番・宮本議員及び7番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり6月9日月曜日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案9件、選挙2件、意見書1件の計13件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3名から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、上村議員2件の順でございます。日程第8の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第9から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第13の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第15の計画策定については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16の計画変更については、即決審議でお願いいたします。日程第17から第18の選挙については、指名推選で行います。日程第16の議案第9号終了後、会議を休憩に移し、別室にて協議いたします。日程第19の意見書については、即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配付のとおりでございます。日程第20の議員の派遣については、仁木町議会会議規則第126条の規定による議員派遣でございます。派遣内容については、お手元に配付のとおりでございます。日程第21、委員会の閉会中の継続審査、日程第22、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配付のとおり各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。令和7年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日6月19日木曜日、会期は開会が6月19日木曜日、閉会が6月20日金曜日の2日間といたします。

最後に、当面する行事予定についてはお手元に配付のとおりでございます。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月19日から6月20日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、6月19日から6月20日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり本会議場での報告を省略いたします。なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和7年第2回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和7年第2回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員の皆さまにおかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、木田農業委員会会長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

サクランボの実が徐々に色づきをはじめ、これから本格的なシーズンを迎えようとしております。場所によっては生育に遅れが生じているところがあると伺っておりますが、おおむね平年並みに推移しているとのこと、6月29日には、さくらんぼフェスティバルが控えており、仁木インターチェンジ開通後の影響がどのくらい生じるものなのか確かめる意味でも、あらゆることを想定しつつ、今回のイベントをしつらえていく必要があるものと考えております。さらには、常に同じことの繰り返しをするのではなく、課題を解決させ、改善策を講じ、進化させていくことがイベントのさらなる魅力につながるものと考えております。昨今は厳しい社会経済情勢や人口減少、少子高齢化といった影響を受け、長い歴史のある伝統的な

お祭りやイベント行事を持続的に行うことが困難な地域が全国各地で増えている現状を目の当たりにし、本町でも、時代に即した地域行事の在り方を本格的に考えていかなければならない局面に来ているものと受け止めております。先般、仁木町観光協会の総会に出席させていただきましたが、ここ数年で新しい会員が増え、観光協会の体制が活気づいて来ていると感じたところであり、新たな発想と機動力で、仁木の場所から仁木の力を発揮していただけるような観光振興を目指していただきたいと期待をしているところでもあります。先人たちが築いてきた思いを引継ぎ、その思いや伝統を守るために何を変えなければならないのかを念頭に置き、私自身の4期目の公約の一つである魅力的な観光地域の形成に向けて、各関係団体や民間事業者、町民の皆さんと取組を進めてまいります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告1件、議案9件、計10件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和7年第2回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、農作物の生育状況等について申し上げます。本年の気象は、3月から4月にかけて平年より気温が高く推移したことで融雪が進んだものの、5月に入り低気圧や気圧の谷の影響により雨の日が多くありましたが、気温については5月中も高く推移したことで農作物の生育は概ね平年並みに推移しております。主な農作物の生育状況ですが、ミニトマトは順調に推移し、平年並みの6月下旬からの出荷が予定されており、ミニトマト集出荷貯蔵施設での機械選果も例年どおり7月初旬から始まる見込みとなっております。水稻は、移植作業が平年より2日程度遅れていますが、生育は平年並に進んでおります。サクランボは平年並に推移しており、6月5日に後志農業改良普及センター、新おたる農業協同組合とで実施した結実調査の結果、主力品種の「佐藤錦」におきまして1花束状短果枝当りの結実数は平年並みの2.0個となっております。ブドウは春先からの気温が高く推移したことで、平年よりも3日程度早く生育が進んでおります。

また、町の単独事業として実施している仁木町農業基盤整備促進事業を活用した水田の区画拡大につきましては、令和7年度において4.2％、3か所での実施を計画しているところですが、田植え前に施工を行う水田より順次、工事が進捗しており、現在までに2か所（3.0％）の工事が終了しております。

次に、ふるさと納税特産品贈呈事業について申し上げます。ふるさと納税特産品贈呈事業につきましては、町特産品のPRや地元事業者の活性化、仁木町の知名度向上を目的に平成26年度から取り組んでおり、今年度で11年目を迎えます。本町のふるさと納税寄附金は、令和3年度に初めて4億円を突破し、令和4年度、5年度と4億円前後で推移してまいりましたが、令和6年度につきましては5億5351万3100円（前年度比1億5761万6600円の増）と、初めて5億円を上回る過去最高の寄附金額となりました。今年度につきましても、引き続きプロモーション活動や新たな返礼品の開発に取り組み、財源の確保や仁木町のファン獲得に努めてまいります。

次に、仁木町ゼロカーボンシティ宣言について述べさせていただきます。近年、世界中で異常気象が頻発し、人間社会や自然環境に深刻な影響をもたらしております。気候変動の問題は、国際社会が団結して直ちにに取り組むべき重要な課題であります。2015年に採択されたパリ協定では、「世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが長期目標として掲げられました。目標の達成には、2050年度までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があります。こ

のことに実現するため、我が国では、2020年10月の内閣総理大臣所信表明において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（2050年カーボンニュートラル）、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、北海道でも、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を推進しております。本町においては、「第6期仁木町総合計画」や「第3期仁木町創生人口ビジョン・総合戦略」の下、『果実とやすらぎの里・仁木町』を永遠のテーマに、今後も環境行政を着実に推進し、町、町民、事業者が協力し合い、環境への負荷が少ない資源循環型社会の実現、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用など自然との共生を図ってまいります。この機会を捉え、「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち」を未来の子どもたちに託すため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言いたします。今後も引き続き、環境行政に対する皆様の理解促進に努め、引き続き取り組んでまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、仁木町ゼロカーボンシティ宣言文、令和6年度各会計決算に関する調べ、令和6年度指定管理施設事業報告、令和6年度介護保険利用状況表、令和7年度事業発注状況表（契約額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年第2回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、仁木小中学校の冷房設備設置工事の状況について申し上げます。本年5月23日に入札を行いました仁木小中学校の冷房設備設置工事につきまして、契約締結後の6月9日に請負業者とともに各学校の現場を確認しております。現場確認後、請負業者は工事に必要な資材等の発注を行いました。クービクルなどの納品日が確定していないため、詳細なスケジュールをお知らせすることができませんが、冷房設備設置工事につきましては、授業に支障のない夏季休業や冬季休業期間中に実施することで検討しているところであります。なお、稼働時期等の詳細スケジュールが決まりしだい、町ホームページや町広報誌などを通して児童・生徒及び保護者の皆さまにお知らせいたします。

次に、各種寄贈について申し上げます。この度、交通安全や事故防止の一環として、小学校1年生に対し、仁木建設協会（仁木 洋会長）から児童用ヘルメット21個（仁木小学校14個、銀山小学校7個）のほか、入学記念品として、北後志消防組合仁木消防団からプラスチック製定規50本を寄贈いただきました。さらに、夢を一生持ち続けられる人になってほしいとの思いから、大江地区の金子英治様から小学校1年生に向けて、ななつぼし1升18袋（仁木小学校15袋、銀山小学校3袋）の寄贈を受け、入学式に配付しております。町内の皆さまから心温まる善意が届いておりますことに、保護者を始め学校関係者及び教育委員会といたしまして、深く感謝しているところであります。以上で、令和7年第2回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）報告第1号、令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。令和6年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）報告第1号、令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。令和6年度の繰越明許費につきましては、当該年度内に支出が終わらなかったため、予算の定めるところにより令和7年度に繰越したものでございます。

1ページをお開き願います。令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございまして。2款、総務費、1項、総務管理費、事業名は情報処理管理事務経費総合行政システム、金額及び翌年度繰越額は1942万6000円、財源内訳は国道支出金が1942万5000円、一般財源は1000円でございます。2款、総務費、3項、戸籍住民登録費、事業名は戸籍総合システム事業、金額及び翌年度繰越額は1177万円、財源内訳は全額が国道支出金でございます。続きまして、3款、民生費、1項、社会福祉費、事業名は低所得世帯支援給付金低所得世帯支援、金額及び翌年度繰越額は163万6000円、財源内訳は国道支出金が163万5000円、一般財源は1000円でございます。同じく3款、民生費、1項、社会福祉費、事業名は後志広域連合経費介護保険事務経費、金額及び翌年度繰越額は84万8000円、財源内訳は国道支出金が84万7000円、一般財源が1000円でございます。続きまして、3款、民生費、1項、社会福祉費、事業名は障害福祉サービス費等支弁経費、金額及び翌年度繰越額は595万8000円、財源内訳は国道支出金が571万5000円、一般財源が24万3000円でございます。

2ページをお開き願います。3款、民生費、2項、児童福祉費、事業名は低所得世帯支援給付金、子ども加算支援でございまして。金額及び翌年度繰越額は44万7000円、財源内訳は国道支出金が44万6000円、一般財源が1000円でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、事業名は国民健康保険システム事業、金額及び翌年度繰越額は366万5000円、財源内訳は国道支出金が251万6000円、一般財源が114万9000円でございます。最後、9款、1項、消防費、事業名は地域防災緊急整備事業、金額及び翌年度繰越額は50万円、財源内訳は国道支出金が25万円、一般財源が25万円でございます。以上、8事業の合計金額は4425万円、翌年度繰越額も同額で、財源内訳につきましては、国道支出金が4260万4000円、一般財源が164万6000円となっております。以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。3名の方から4件の質問があります。

最初に、『人口減少に伴う持続可能な地域づくりの施策は』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、人口減少に伴う持続可能な地域づくりの施策は、について質問させていただきます。

今年度は第4期佐藤町政をはじめ、「第3期仁木町創生人口ビジョン・総合戦略」がスタートするきわめて重要な年であると考えます。少子高齢化や人口減少が続くことで地域経済を支える人材の確保が難しくなり、医療や教育を担う施設の減少が進み、生活や産業の維持だけにとどまらず、地方での生活自体も困難になることが懸念されます。そこで、選挙公約でもある持続可能な地域づくりの施策について、町長の見解を伺います。1点目、移住・定住促進にかかる遊休町有地の宅地分譲や住環境整備の具体的な施策は。2点目、効果的な人口対策が見当たらない中、労働者や地域の担い手として期待される外国人材を確保するために自治体が果たす役割は。3点目、北海道横断自動車道（後志道）仁木インターチェンジ開通に伴う「農村公園フルーツパークにき再構築事業」の具体的な取組は。4点目、昨年度「エネルギー転換実証事業」で、バイオマス発電の生成調査及び実証可能調査を実施し、当該調査結果を踏まえて今年度以降は再エネ利用設備の導入につながる調査を実施することになるが、その具体的な取組は。5点目、昨年度実施した「合葬墓」に関するアンケート調査の結果をどのように検証されたのか。以上5点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、佐藤議員からの、人口減少に伴う持続可能な地域づくりの施策は、の質問にお答えします。

1点目の「移住・定住促進にかかる遊休町有地の宅地分譲や住環境整備の具体的な施策は」につきましては、移住・定住の促進を図ることを目的に、民間の共同賃貸住宅建設や移住者・子育て世代等の新築住宅・住宅改修の支援や、農業振興、ワイン事業の定着、子育て支援の充実により、町外からの転入者が増加し、住居不足や住宅建設用地の確保といった新たな問題が顕在化していることから、これまでの取組をさらに一歩進め、5月開催の第2回仁木町議会臨時会での所信表明で申し上げたとおり、深刻化している住居の不足に対し、定住を促進させるための共同住宅建設に対する補助金を物価や人件費の高騰に伴う建設コストの上昇を考慮し、所要の見直しを行ったほか、家財道具がそのままになっているなど、直ちに入居することが困難な空き家に対して家財道具の移動や住居のクリーニングを行うための費用の一部を助成することで売買や賃貸を促進させることにより、住宅の供給を促進させる取組を新たに策定して本定例会に予算を上程させていただいております。

また、宅地の不足につきましては、本町に移住を検討されている方々の多様な考え方に配慮した宅地の供給として、町営住宅みずほ32の残地部分1万5814㎡において宅地の造成を検討するよう指示したほか、西町の若松団地跡地については、美しい樹園地やワイナリーを一望できる眺望など、他の地域にはない仁

木町の特色ある農村環境とマッチしたまちづくりを促進することを目的に、これまでに大手ディベロッパーやコンサルタントを始め、アーティストやジャーナリストといった多様な方々とのエクスカージョンを行うなど、景観や環境に配慮した住宅建設のモデルとなるよう時間を費やし、有効な活用に向けた検討を行ってきたところですが、仁木インターチェンジの開通により札幌や新千歳空港とのアクセスが向上したことや、近年、住宅着工や居住人口が増加しているニセコエリアでの状況なども参考に、今後の4年間に於いて、取組を進めてまいります。今、答弁した内容以外にも喫緊の課題となっている住宅及び宅地の供給について、様々な施策や事業を検討してまいります。

2点目の「労働者や地域の担い手として期待される外国人材を確保するために自治体が果たす役割は」について申し上げます。外国人材が本町において技能研修を始めた平成16年以降、多くの方が仁木町において技能研修や特定技能研修生として滞在し、農業や福祉において地域に欠かすことのできない人材となっております。この間、外国人材の技能研修に関しましては幾度かの法律改正が行われ、令和5年度に農業分野が追加された特定技能実習制度が主体となっており、令和9年度からは育成就労制度の創設が予定されていることなど、日本における人手不足が慢性化し、深刻な社会問題となっている中、外国人材を受入れるための仕組みが順次整備されているところであります。現在、本町における受入れの主体となっている特定技能実習制度は、1号資格と2号資格があり、在留期間の上限がなくなり本国から家族も滞在できるようになる2号資格の取得を目指す外国人材が多数存在しているものの、評価試験は難関とされ、合格者が少ないことから、受験準備が必要となっていることや、新たに創設される育成就労制度の資格取得においても一定程度の日本語能力と技能が求められております。また、現在本町で多く労働されておりますベトナム、インドネシア、フィリピンを中心とした東南アジアの外国人材は、国内はもとより日本と同様に少子化による労働力不足が懸念される韓国や台湾など他の国々との人材獲得競争が激化していくことが想定されることから、本町での生活を選択していただくことが大切であり、この中で自治体が果たす役割としては、優秀な外国人材を確保するべく特定技能2号資格の取得をサポートする体制を整備することや、外国人材を含めた労働者の住環境を整備するため、受入れ側に対する支援を行う必要があると考えております。

3点目の「北海道横断自動車道（後志道）仁木インターチェンジ開通に伴う「農村公園フルーツパークにき再構築事業」の具体的な取組は」につきましては、北海道横断自動車道（後志道）仁木インターチェンジの開通は、観光はもとより地域産業の振興、住民福祉の向上を大きく加速させる絶好の機会と捉えております。今年度につきましては、令和5年度に策定いたしました農村公園フルーツパークにき再構築に係る基本構想を土台とし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や農林水産省の農地再編整備事業補助金のガイドラインとの整合性をとりながら、国や道と協議しながら基本計画を策定し、併せて指定管理者の選定を行うこととしております。基本計画には、民間提案による柔軟かつ創造的な再整備に係るアイデアや、省エネ・再エネの観点、地域観光資源の活用等を盛り込むことで、農村公園フルーツパークにきを、仁木インターチェンジ開通を始めとする様々な状況の変化に対応し得る、より魅力的で地域性あふれる町観光の拠点施設として整備してまいります。今年度以降の具体的な取組としましては、来年度に基本設計及び実施設計を行い、令和9年度、10年度の2か年度にわたる改修工事を行い、令和11年度にリニューアルオープンを予定しております。

4点目の「バイオマス発電の調査結果を踏まえて今年度以降は再エネ利用設備の導入につながる調査を

実施することになるが、その具体的な取組は」につきましては、昨年度実施した「令和6年度エネルギー転換実証事業」において、バイオマス発電の実証事業の実施に向けた事前調査を行い、これまで行ってきた炭化の実施に加え、エネルギー利用と土壌改良という視点で性状分析を行っております。エネルギーとしての利用可能性を分析した結果、今回実施したサクランボ剪定枝、果樹混合剪定枝、ブドウ搾りかす、トマト茎いづれも木質ペレットの基準以上の発熱量を有しており、燃料として十分な発熱量があることがわかりました。土壌改良としての利用可能性につきましても、肥料効果は低いものの炭素窒素比（C/N比）が剪定枝類で比較的比率が高く、土壌の物理性改善といった土壌改良剤としての効果が期待できる結果となりました。一方で、バイオ炭を製造し販売するといったビジネスモデルにつきましては、現在導入している製炭炉1基では、バイオ炭1㍑当たりの製造費用が高く、一般的なバイオ炭の販売価格と比較すると赤字になってしまうことが示され、さらに燃料として使用する場合には、発熱量当たりの価格の比較では、灯油よりも安く熱量を提供できる可能性が示唆されたものの、既存燃料の代替品として切り替えを図るには、さらに製造費用を抑える必要があることがわかりました。現時点で製造費用を抑えるためには、一度に製炭できる量を増やすか、費用の中で大きな割合を占める人件費を削減する必要があるという試算であり、材料の安定した調達や保管といった点も考慮すると、エネルギーとしての活用は現実的ではないものと判断せざるを得ない結果であったと受け止めております。再エネ利用設備の導入に関する今後の取組につきましては、町公共施設への太陽光発電設備の導入検討を新築、改築、修繕などの機会を捉えて検討を進めてまいります。バイオ炭を活用したバイオマス発電につきましては、まだまだ現実的な取組になっていないので、これまでの実証結果を広く情報提供し、民間事業者による取組の促進、国が提唱する「みどりの食料システム戦略」に基づくバイオ炭施用による炭素貯留、Jクレジット制度の活用、環境負荷低減取組の認証表示制度など、農業面での活用について、生産者を始めとする農業関係者の理解促進と機運の醸成に努めてまいります。

5点目の「合葬墓に関するアンケート調査の検証」につきましては、先の第1回仁木町議会定例会の行政報告で共有したほか、町ホームページで公表、墓地利用者などからも意見を伺うなどして事務を継続しております。今回のアンケート調査により合葬墓の必要性について、回答者の60%で「必要だと思う」との理解が得られており、本町においても人口減少や家族形態の変化が進む中、お墓に関する意識と合葬墓設置に関する理解が高まっていることがわかりました。一方、「設置した場合利用するか」との問いには、後継者がいない、子孫に負担をかけたくないといった理由から「利用する」が36%、子どもに委ねる、菩提寺など寺社に相談するといった理由から「利用しない」が50%と、現段階で利用に関する希望は低い傾向にあり、自身の利用に関わらず、あくまでも選択肢の一つとして合葬墓設置についての理解が得られていることがわかりました。自由記載では、合葬墓の在り方や周辺環境に関する要望のほか、子孫への負担を心配していること、日常の会話でよく話題になるが結論が出ないといった悩みを持っていることなどが記入されており、相談窓口の設置を希望する声も見受けられました。今後におきましては、先進地視察などを通じて設置に向けた事例の研究を行い、次年度以降の機運醸成、構想策定、制度設計につなげてまいります。また、アンケートの結果から自分の老後や終末期の迎え方に対する不安も大きくなっていると拝察いたしましたので、元気で楽しい高齢期を過ごしていただくため、お墓の問題を含む「終活」への対応に地域の皆さまを始め、関係団体などと連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは再質問させていただきます。

只今の答弁で、遊休町有地の分譲の関係で、若松団地跡地の分譲についてのこれまでの取組、ご説明がありました。令和3年度に用地確定を実施して、それ以降全く進んでいない状況に思います。これは町長の公約でもあり、そして所信表明の中でも挙げている重要な部分でございます。それで、なぜ進まなかったのか、これは令和3年度にいただいた航空写真ですけれども、分譲条件としては全く問題なく、町道に面していますし、三つに分けるということで、もうだいたいそういう方針も決まっているようですし、ここは団地がありましたのでね、当然、生活インフラ、水道なりあるいは電気については、全く問題ないと思います。それで現地を見ましたら、だいたい整地も終わっているようですし、一番問題なのが、一点問題なのが、排水の問題です。当初若松団地があった当時、ここは排水は大きい浸透枡を何箇所か設置しましてね、そこに皆さん生活排水を流していたんですね。当時はお風呂がなかったので、それで十分だったんです。何年かに1回その浸透枡を清掃しながら、維持管理をしながら、その浸透枡を使っていたんですね。ですから、排水のことだけ、取りあえずですよ、排水のことだけを考えると造成の中で考えていくとよろしいかと思います。そんなに造成に関してはできると思います。簡単にと言ったらあれですけれども、できると思います。それで、なぜこれが進まなかったのかというのがですね、私が思うにですね、この計画を円滑に進めるためにはある程度用地処理に精通した、そして土木技術に精通したノウハウのある職員が主体となって進めていけば、この4年間のうちで全く問題なく進められた事業だと思っています。もう分譲先ももう決まっていることですし、ですから、更に今度みずほ団地の残地部分も何か分譲する計画が出ています。果たして、失礼な話、若松団地すら分譲できなかったものが、それに並行して、みずほ団地の分譲計画までできるのでしょうか。私はできないと思っています。ですから、これらの計画を円滑に進めるためには、横断的に体制を整えて、それで分譲スケジュール、分譲までのスケジュールをしっかりと構築した上で進めていかなきゃならないと思っています。このことについて、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員ご指摘のとおり、若松団地跡地の有効活用についてはですね、多少時間が経過してしまい、期待されていた方々に対しては大変申し訳ない部分がございますけれども、ただ佐藤議員の仰っていたとおり、これまで用地処理について精通している職員等も踏まえてですね、今の体制の中ではそういった部分では確かに経験が不足している職員が多いことは事実であります。ただ何もしてこなかったわけではなくてですね、先ほど答弁させていただいたとおり、あらゆる可能性を見い出すべく様々な方々からのご助言やご提案を基にですね、事業化に向けて進めてきたところでもあります。単純に土地の売買だけを考えるのであれば、今そこまで時間をかけずに事業を進めることは可能でありましたけれども、今後町が定住・移住政策を進める上で、モデル・見本となるような、そんな住宅環境の発信地として活用したいという私の思いがありまして、そういった部分でいろんな様々な可能性をですね、探ってきたところでございます。先ほど来お話がありましたとおり、横断的に職員がですね、連携を図りながら事業化に向けて進めていくことは必要であるというふうに私自身も認識しておりますので、今後、検討チームを設け、みずほ団地の有効活用も含めてですね、整備に向けて取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長あのですね、更にまた4年間かけてこれに取り組んでいくということは、丸8年かかるんですよ、たかだかこの3区画ですよ。私はそれはね理解できないですね。それで以前、副町長の方からお話がありましたけれども、仁木町の未来を創生していくようなクリエイティブな方々をターゲットにするんだという話で、今そういう方はたくさんいると思います。あとは広報次第です。ですから、私が思うのは、他に聞くのは、単価ですとか、あとは広報活動、どういうふうに広報をしていますかとか、そういうところを先進地に行って勉強するぐらいで、何にもこれ悩むあれじゃないですよ、分譲じゃないですよ。またこれを4年、ほおっておいてと言ったら失礼ですけども、私から見るとこれ4年間ほおっておいた、立ち往生していた、そういうふうにはしか見えません。ですからもうスピード感を持って、もう宅地が足りないと言っているんだから、ですからみずほ団地も分譲するんですよ、計画。土地が足りない中でもスピード感を持ってやってください。ですから、何も難しく考えることはございません。もう用地確定も終わっているんです。分筆測量は終わっているかどうかはわかりませんが、本来であればもう分筆測量もして、登記は別にしても分筆測量はしておいてもいいんですよ、無駄なお金がかかりますが、またこれやるとしたらまたお金がかかりますよ、分筆登記に。一緒にやった方が効率的・合理的なんですよ、費用も抑えられますし。だから事前の準備がやっぱり整っていなかったのではないかなと私は思います。ですから、ぜひこれはスピード感を持って対応していくようお願いして、この質問を終わります。

次に、時間の関係もありますので、3点目のフルーツパークの関連で質問させていただきますが、この基本構想を令和5年度に策定していますけれども、その時点では令和8年度に大規模改修をする予定ということでありましたけれども、先般、全員協議会でいただいた資料を見ますと、改修工事が令和10年になっています。2年間ずれ込んでいます。この2年間ずれ込んだ理由について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）只今の佐藤議員のご質問にお答えいたします。

基本構想策定時のスケジュール案では、令和8年度に大規模修繕を行う想定でお示ししておりましたが、令和5年度時点で民間提案制度によって策定しました基本計画を基に農地再編整備事業のガイドラインに係る道との協議を行う予定でありましたが、実際には道が求める協議資料は、実施設計レベルの精緻なものであり、基本設計レベルでは内容が不十分であること並びにですね、道営農地再編関連整備事業により設置された本施設は、設置当初目的と改修内容の整合性を図る必要があり、民間提案による基本計画等を用いての協議はリスクが高いものと判断し、町で基本計画等の内容と方向性を定めまして、民間提案の内容の取扱いは別軸で動きつつ、基本計画の内容とのすり合わせを行っていくことを決定したというような経過がございます。これに加えて、町内公共施設において大規模な事業が複数予定されていること等から令和7年度に基本計画の策定及び民間提案の実施を行うこととしまして、その後の実施計画期間等を踏まえ、令和9年度から10年度を改修実施の期間として位置付けしなおしたということがございます。説明は以上となります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと何かこうザーツと言われましたけれども、ちょっとなかなかこう理解できないんですけども、ただ町の公共施設個別施設計画の中で、令和8年度に大規模改修を行う予定でしたよね。ですから本来であれば、それに合わせる形で計画を推進していくのが、当然の計画の在り方ではない

んでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）議員仰せのとおり大規模修繕計画、個別施設計画の令和8年度という計画はございまして、それに則った形で本来令和5年の基本構想の段階では、それに沿った形で事業を進めてまいりたいと考えていたんですけれども、先ほどご説明したとおりですね、修繕に係るハードルですね、農地再編整備事業という事業で行われた補助金が入った施設ということもありまして、その辺で修繕に係る様々なガイドライン、その辺をクリアしなければならないという中で、令和5年度時点の協議では基本計画ですとか、そういった実施設計前の計画を持って、段階的な協議を持って最終的な決定をなされるようなイメージでおったんですけれども、結果的にはその道の協議に実施設計レベルの精緻な最終決定のような内容のものが必要ということが判明しまして、ずれ込んでしまったというような形になっております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この施設については、先ほど言ったように用途指定がかかっています。これ極めて制約のかかった施設であって、事前にそういう道あるいは国のね、そういう協議は当然前提として、それはしなければならないと思います。だから、そういう時間も加味しながら、なんで事前、事前にそういうものを打合せしながら、この構想を作れなかったのかなと、非常に残念に思います。これは全員協議会でも、私はお話しさせていただきましたけれども、もう私、9年前からこのインターチェンジも含めたこの高規格道路のこれが開通したらどうするんだということで、もう9年前からこの話を、私は言っています。ですから、その辺のことをしっかりね、受け止めていただいているのであれば、もうその辺も当然クリアした中で、令和5年度に基本構想をしっかりしたものを作って、それで理想からいけば令和6年度で、これは基本計画まで今年はやるようなんですけれども、基本計画まで作っていれば、私はスムーズにこれを展開していったと思います。

次にですね、昨年同僚議員が、フルーツパークのリニューアルの具体的な構想について質問しました。その際に町の方からフルーツパークの再構築に当たっては、施設の設置目的に沿った機能維持を前提に現有施設の改修や模様替えを行わないで、修繕の範囲で機能強化や雇用の向上に取り組むと、そういう答弁をされています。基本構想では観光拠点施設として機能を強化し、来園者がより魅力的に感じられるように改修及び整備を進め、集客力の向上を図るということで謳ってございます。前回の同僚議員の質問の中で、もう当然この道の駅も視野に入れて検討するというお話でございましたけれども、これはその選択肢から外れたのかなと、そういう状況もある中で修繕の範囲内で集客力の向上をどのように図っていくのか、その具体的な取組について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）只今のご質問にお答えいたします。

現指定管理を担っていただいております自然農園さんにつきましても、自主事業におきましてランチビュッフェですとか、そういった取組を進めていただいている中で集客の増強ということを図っているという背景もございまして、今後につきましては、今年度ですね、行います民間提案でいただきました民間からのノウハウそういったものを活かしながら、にぎわい創出や機能強化等につなげるために施設運営そのもののあり方自体も見直すべく、今年度行います民間提案を軸として効率的な運営方法や施設の利活用方

法等、ソフト面の工夫によりましてにぎわいの創出ですとか、そういったものを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）担当の方は、今現在のフルーツパークの状況をどう思いますか、客観的に見て。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）客観的に見まして、これまで平成30年度から、足掛け8年間になりますか、現在の指定管理者であります株式会社自然農園さんに担っていただいております。その中でですね、やはり自主事業の中でいろいろな取組をしていただいております、コテージの利用率等につきましても非常に高いレベルで推移していると。なので私としましては、一定の評価ということもおこがましいですが、非常に良くやっていたいているのかなというふうに感じております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）夏休みだとかそういうときには、皆さんどこでも混むんですよ。問題はそれ以外、連休だとかそれ以外にどれだけ利用されているかなんですよ。私はこの質問をするので何回か、特に平日に行ってきましたけれども閑散としていますし、私は、例えばソフトクリームの一つもない。3時になるとビュッフェをやっていますから、閉じてしまう。来場者はどこに行ったら良いか、休む所もない。天気の良い日は、表は暑いので中に入ってみるとレストランはもう行けない。お土産も買えない。子どもが来てもお菓子も買えない。おやつも買えない。それで良くやっているって、よくそれは評価ができますね。次に当施設の先ほどもこの答弁書にありましたように、この指定期間は令和7年度で期間満了となります。それで施設の改修工事が、この答弁書では改修工事を令和9年度と令和10年度の2か年で行うんだという予定でありますけれども、その基本構想を精査して、もう1回これ基本構想を精査しなきゃならないと思うんですね。要するに道の駅構想が選択肢から外れたわけですから。ですから、基本構想をまず再度見直すことが必要になってくると思います。その上で基本計画を策定することになると思いますけれども、その基本計画までどの程度かかるのか。どの程度を予定しているのか、まず工期について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）基本計画の工期につきましては、令和8年3月10日までを見込んでおります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本来であれば、もう基本計画まで策定して、その上で私は指定業者の選定を行うべきだと思っています。これ間に合いませんよ。ですから昨年終えていれば、基本構想でやろうとしているんですか、本来であればある程度具体的な施設の状況がわかった段階で告示して、それで指定管理をするのではないんですか。これ間に合いませんよ、私からすると。時間がないので、その辺十分検討してみてください。

時間がないので、合葬墓の関係で質問させていただきます。先ほど合葬墓のアンケートの検証について、詳細にわたる説明をいただきまして、大変良くわかりました。ありがとうございます。それで、合葬墓の設置なんですけど、このアンケート結果いかに問わず設置するということで理解してよろしいんでしょうか。町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）合葬墓の実施につきましてはですね、総合計画にも記載しておりますし、そういう

想定の中で今回アンケートを実施した次第でございます。いろんなご意見等を含めてアンケートでいただきましたので、それも踏まえて実施に向けてさらなる良いものを作るためにですね、いろんな声を聞いた上でですね、実現に向けて町としては進めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）以上で質問を終わりますけれども、町長が公約したものについては、職員の皆さんは一丸となってやはり取り組まなければならないですね。町長が一生懸命、選挙カーで一生懸命頑張って走り回ってね、公約しているわけですから、それを叶える、一つでも多く叶えるのが、皆さん職員の責務だと思っています。ですから今後しっかりその辺も踏まえてですね、頑張ってくださいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第7・一般質問を続けます。次に『小学生の登下校における安全対策は』以上1件について、野崎議員の発言を許します。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは質問させていただきます。小学生の登下校における安全対策は。

本年3月に第3期仁木町子ども・子育て支援事業計画が策定されました。計画において、「子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保」が基本目標の一つとして掲げられ、「安全な道路交通環境の整備」や「こどもの交通安全を確保するための活動の推進」が基本施策として定められています。小学校への通学手段としてスクールバスが運行されていますが、スクールバスによる通学は、尾根内・長沢・大江・然別・砥の川に設置されていた小学校の通学区域に在住する児童を対象としており、従前から仁木小学校及び銀山小学校を通学区域とする児童は徒歩又は自転車による通学を基本としており、保護者によっては小学校低学年の児童を一人で通学させることに不安を感じ、自家用車による送迎をされている現状もあります。

北海道警察本部公表の令和6年小学生被害の交通事故実態によると、徒歩による通学中の死傷が全体の60%を占めており、安心して通学できる体制の強化が必要と考えます。そこで、次の点について伺います。小学校1年生及び2年生の徒歩通学について、何か安全対策を講じているのか伺います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）野崎議員からの、小学生の登下校における安全対策は、の質問にお答えいたします。

「小学校1年生及び2年生の徒歩通学について、何か安全対策を講じているのか」についてでございますが、各小学校では、全児童に対して4月の早い段階でなかよしクラブ・安心警ら隊や駐在所に依頼し、学校周辺の通学路において、道路の安全確認や道路の横断の仕方などの講習会を実施しております。また、教育委員会では、毎年各学校が実施している通学路の点検や危険箇所の洗い出し後、小樽開発建設部、後志総合振興局小樽建設管理部、余市警察署、仁木町内の小中学校、総務課、建設課及び教育委員会の代表者からなる通学路安全推進委員会を開催し、交通安全対策方法などについて協議を行い歩道の除雪や通行車両の速度制限などの対策について、要望も含め会議の中で実施しております。また、学校からの情報だけではなく、保護者や交通安全推進員などから寄せられる情報についても必要に応じて現地を確認し、登

下校時の安全対策を実施しているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは、再質問をさせていただきます。

小学生の徒歩通学に対して、あらゆる道路の安全確認、講習会等も実施されて対策も協議されている。また保護者による情報も現地確認もされて安全対策を行っているようですが、通学路安全推進委員会にて危険箇所などについて話し合いを実施されているとのことですが、その結果、対策を講じたものはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）過去になってしまいうんですけれども、過去においては見通しの悪い交差点へのカーブミラーの設置やあとは除雪委託業者への丁寧な除雪の指導、あとは学校から児童生徒への登下校への指導を行っております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）以前ということで、このカーブミラーとか除雪委託業者に指示をしながら安全な通学路を確保しているということですが、この小学校1年生、2年生は、登校時には上級生と共に登校が可能ですが、下校時は時間帯が違うんですよね。一人で帰宅する児童が多くなると考えますが、一人帰宅の対策としてはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）下校時につきましては、やはり新小学1年生につきましては午前授業だとか給食を食べない期間もありますので、そのときにつきましては教職員が一緒になって下校を見守っている。一緒になって付いて下校を行っているということになります。そのあとにつきましてはですね、4月に交通安全の教室だとかも開催しておりますので、その辺で通学に対しての意識を高めていっていただきたいということで、警察も一緒になってその辺の指導を行っているというところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）教職員が下校するときに子どもに対応されているということと、また交通安全教室、この部分においては、一人の子どもというわけではなく団体的な形で教えるという、本当に一人で帰るということに対しても、今後重点を置いていただきたいなという感じがするんですよね。本当に日一日が子どもに対しては、帰宅が非常に大変な状況なのかな。一人で帰る、集団で帰るならある程度大丈夫なのかなという感じもするけれども、本当に一人というところに対しての重点的な考えを今後考えていっていただければと思います。

次に行きたいと思いますが、実際に本当に親として心配な状況の中で、自家用車で送迎をしている保護者がいるということ、これに対して何かこう支援をされているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）自家用車で送迎を行っている方に対しての支援は行ってはおりません。その代わりですね、公共交通機関を利用されているご家庭に対しては、小学生で片道4km以上、中学生で片道6km以上の距離の方々に対しては、通学定期代の3分の2を補助することとなっております。ただし冬場の11月から3月の冬期間については、小学生は2km以上、中学生については4km以上の距離で通学定期代の3

分の2を補助することとしております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）いろんな形の中でこの距離数が妥当なのかどうかということがちょっと自分らの世代においては妥当だったかも知れませんが、今の現状として、この距離数としてどうなのかなという。非常にこう不安な点が見受けられる部分があります。町としてもこの遠距離通学児童生徒の保護者に対する支援対応もされているということですが、現状として夏場の対象者と冬場の対象者、これは何名ほどおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）今現在なんですけれども、公共交通機関を利用して通学している小学生の子どもはいませんので、中学生になるとですね、公共交通機関を使っている方はもちろんいるんですけれども、それにつきましては、本来スクールバスで通学してくることとなります。ただし部活動などによって帰りがスクールバスに乗れない場合がありますので、その場合についてはですね、昨年度の実績で7名の方が対象となっております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）この7名の方が支給対象になっておられるという。これ、小学生なのか中学生なのかわかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）対象になっている方は中学生になります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）低学年に対する町として安全対応がどこまでなのか、子どもの通学対応は親の対応も大切と感じますが、低学年児童においては、夏の4km、冬場の2kmという距離数が大変な登下校ではないかなと思います。この更なる配慮をすべきと感じますが、その辺何かお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）確かに小学生の4km以上は結構な距離にはなりますので、低学年にとっては厳しい道のりだとは思いますが。その中で町としてはですね、先ほどの答弁にもありましたけれども、通学路安全推進委員会というもので会議を開催いたしまして、本当に危険な通学路について横断歩道の設置や信号機の設置、あとは速度に関する制限はかけられないかだとか、その辺を協議して行っておるところではございます。ただ、その辺につきましては早急に叶うものではないと思っておりますので、可能な限り地域住民の方の力を借りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）今、安全対策の中でも、横断歩道の設置、信号機の設置も考えていかなきゃならないということなんですけれども、こういうような箇所が今現在見受けられるのかどうか、お伺いしたいと思いますけれども。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）今現在そのような話はないんですけれども、4月に開催されました交通安全推進委員会の会議の中で、今高速道路が開通になって仁木インターができましたということで、町道1番線の部

分に横断歩道の設置は必要ではないかというようなご意見はいただいているところであります。その辺につきましてもですね、通学路安全推進委員会の方でですね、一度お話をして今後どういう対策ができるかというのを会議で開いて決定していきたいとは考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）非常に車が多くなっているということで、計画的に通学路の安全対策として取り組んで、やはり付けていく方向性が見受けられるのかどうか、やらなきゃならないものなのかどうか。その辺、どういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）横断歩道の関係につきましてはですね、町の方で設置するとかしないとかという判断ではなく公安委員会の方でそこに必要なのかどうかという判断になりますので、町の方として、教育委員会の方としては要望は出していきたいというふうな考えでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）教育長も公安委員会の方へ申し入れていきたいということですので、ぜひともそういう危険箇所があれば、そういうような取組を早急に進めていっていただければという想いでおります。

次に、現在スクールバスの運行は、廃校した学校区の方限定で乗車可能としていますが、今後、距離や家庭環境などにより乗車可能となる仕組みをつくることはできないものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）文科省においてはですね、小学生の通学路、先ほどからも申し上げていますがけれども、おおむね4 km以内、中学生についてはおおむね6 km以内が通学路の距離としては妥当ではないかという判断はされております。ただしですね、現状で言うと高齢者による交通事故の多発や不審者による事件も発生している状況ではありますので、昔とはちょっと違うのかなというふうには認識しております。ただ、その一方でですね、スクールバスについては普通交付税が算入されているということもありますので、交付税が今後増えたり、児童生徒が乗ることによって問題なく措置されるのか、またですね、今スクールバスについては委託させていただいておりますけれども、委託先の方でどこまでの増便が可能なのか、その辺をちょっといろいろ検討しなければいけないことになってきますので、しばらく時間をいただきながら調査をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）文部科学省として、おおむねの通学距離が示されていますが、低学年児童にとっては本当に、先ほども言いましたように、適正な距離として定められている根拠はどこなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）文科省の方で定められているものはですね、学校の統廃合に関わる補助金になっております。その中で、統廃合に関わる補助金ですので国費が出てきます。その中では小学生については4 km、中学生においては6 km程度の場所で学校を統廃合しなさいという規定ですので、特に通学の子どもたちが4 kmだったら良いだとか、6 kmだったら良いだとかというような規定にはなっていないことはご理解いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）これから銀山地区において、一貫教育に対しての送迎というものに対しては、何かこう変わってくるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）銀山義務教育学校ができた後の取扱いということだと思いますが、銀山義務教育学校ができたとした場合でもですね、学校区についてはですね、変更がございませんので取扱いについて変えるということは現在のところは考えてございません。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）現状の状況のままなのかなという感じがしております。町独自としてこの本当に低学年、1年生・2年生に対するこの通学距離の夏冬の2km基準として、通学の補助支援等もできないものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）今のところはですね、小学校低学年の児童が公共交通機関を利用して通学することは想定はしておりません。でも、国の財政支援や地域の実情などを勘案しながらですね、今後は検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）ちょっとさらに申し上げますと、今低学年のお子さんのほとんどの方がですね、学童保育に通っているということもございます。学童保育利用の場合はですね、保護者の方が迎えに来てくれるという現状もございますので、検討はしたいと思うんですけども、今のところ現状維持のままで進めていきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）最後になりますけれども、検討だけではなく、せっかく3期の計画を出している中で本当にこういうふうなことを進めていくんだというのが、一つでも出てくればという。それこそ3期の子育てのを見ると、あまり変わっていないのかなという感じがしていますので、ぜひとも低学年に対して子どもも親も安心できる通学ができる体制というものを構築してほしいなという感じがしていますので、なるべくだったら検討ではなく早急に取り組んでいきたいという方向性でいただければという感じがしました。以上です。

○議長（横関一雄）続いて、『小中学生の子育て支援の更なる拡充を』、『JR仁木駅周辺の再整備について』以上2件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）小中学生の子育て支援の更なる拡充を。

物価高騰による家計への負担が、子どもの教育へも影響を与えていることが明らかになっています。本町は、給食費の無償化や医療費、通学費の補助など手厚く支援していますが、公共交通機関や宿泊施設の料金が上昇していることから、修学旅行に係る経費も高騰していると推察します。そこで、修学旅行に係る経費はいくらになっているのか。また、就学援助費目にある修学旅行費の支給時期はいつなのかを伺います。修学旅行は、普段の教育では味わえない体験をすることが主な学習の一環であると考えますが、他の自治体において保護者が修学旅行に係る費用を捻出することができず、参加させることができなかったとの残念な声が聞こえてきました。本来、全ての就学している児童・生徒の保護者に対し、就学援助の対

象として掲げられている費目を無償化すべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）上村議員からの、小中学生の子育て支援の更なる拡充を、の質問にお答えいたします。

1点目の「修学旅行に係る経費はいくらになっているのか。また、就学援助費目にある修学旅行費の支給時期はいつなのか」についてであります。修学旅行に係る経費につきましては、旅行先や旅行先での体験学習などの内容にもよりますが、令和6年度については、小学生は3万2000円程度、中学生は8万円程度となっております。要保護・準要保護認定世帯は実費額全額を支給することとしており、特別支援学級児童生徒については、実費額の2分の1を修学旅行終了後に支給しております。また、その他の就学援助費の支給時期につきましては、就学援助申請書を4月上旬に学校を通じて保護者へ案内しており、申請書到着後に要保護は生活保護の状況を準要保護は国の生活保護基準と比較し判定しております。

2点目の「全ての就学している児童生徒の保護者に対し就学援助の対象として掲げられている費目を無償化すべきと考えますが、町の見解を伺います」につきましては、本町においては要保護・準要保護世帯に関わらず、学校給食費を始め、遠距離通学者に対する通学費補助や学力テストなど授業で使用する消耗品、災害共済給付掛金についても町が一部負担しております。また、中体連や中文連への参加に係る費用や中学校における修学旅行時の空港までのバス代などについても町で負担していることから、一般世帯に対してこれ以上の拡充をする予定はありません。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目ですが、国の制度によりますと、就学援助の規定で小学校2万2690円、中学校6万910円となっておりますが、その差額は仁木町で負担しているのでしょうか。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）町の方ではその辺の負担につきましては、全て保護者に支給して保護者が一銭もかからない状況で修学旅行に行っていたとすることで実施しております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）この特別支援学級児童生徒の実費額2分の1というのは、国の負担なんですか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）特別支援の児童生徒につきましてはですね、町の方で経費を払いまして国の方からの補助金で還元があるという形になってございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）また先生方の修学旅行引率教諭報償費というのは、これはどこから出ているのでしょうか。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）教諭の修学旅行の費用につきましては、基本道の旅費から支給されております。それでもちょっとオーバーする部分が発生した場合につきましては、町の方から支給しているということになっております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）入学準備金もそうでしたけれども8万円という昨年から比べるとね、2万円以上も

上がっているということを考えると、保護者の負担もかなり多くなると思うんですね。それで入学準備金もそうでしたけれども、修学旅行前にこの支給をできないのかどうか、お伺いします。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）現在の実態をお話ししますと、就学援助の認定につきましては前年の所得に対して判定することとなっております。4月にですね、各家庭からの申請を受け付けまして所得調査を行いますが、その後今年度の住民税の確定がどうしても5月だとかになってしまいますので、それで5月の修学旅行にはまだ判定が間に合わないということで、修学旅行が終わった後、なおかつ修学旅行の費用につきましても確定する金額だとか、あとは当日行くと書いていても体調不良等によって行けなかった方々に対して支給した場合、返還ということにもなりますので、今のところは行った実績において支給しているということでございます。

○議長（横関一雄）。上村議員。

○7番（上村智恵子）特別支援学校とか、それから就学援助もそうですし、先生方の旅費もそうなんですけれどもね、やはりこういうふうに急激に上がって、その上がった分だけでも町の方から補助していくとか、そういうふうにはできないんでしょうかね。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）町といたしましても旅費の関係につきましてはですね、上がっているという状況は十分に理解しているところでございまして、一昨年からですね、中学校の修学旅行につきましては千歳までのバス代については、町の方で負担しているという状況もございます。というのはですね、銀山中学校と仁木中学校では子どもの数が全然違いますので、当然バス代につきましてもですね、銀山については非常に重たくなるということも考えて、そこは少しでも保護者負担が少なくなるようにということで取組をやっているところでございますので、あと旅費についてはですね、やはり毎年金額が上がっている状況ではございますが、そこはもう少し経緯を見ながら対策を組んでいきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）就学援助制度は義務教育は無償とした憲法第26条などの関係法に基づいて、子どもの学習する権利を保障するための制度です。本来ならすべての子どもたちに支給されるべきですが、今は本当に限られています。就学援助の子どもたちと、それから一般というか普通の子どもたちの就学旅行費に対してね、昨年などは道のポイント券みたいのが就学援助の人たちには当たらなかったっていう、そんなことが一部で差を生んでいるとか、価格差を生んでいるような事件もありましたけれどもね、やはり、本当に平等に義務教育は無償にしていく方向性でお願いしたいと思いますが、しかし医療費の無償化とか、学校給食の無償化など、自治体の頑張りでどんどん広がっていく中でね、国も動かざるを得なくなっていると思いますので、仁木町も教育にこんなにお金をかけているんですから、これからも使い勝手の良い援助制度になるように、ぜひお願いしたいと思いますけれど。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）就学援助費につきましては、低所得世帯に対する財政支援であります。子どもの学校教育に必要な経費につきましては一定程度所得のある世帯にはご負担をお願いしたいと考えてございます。ただし、先ほども答弁いたしました、学校給食費や学校での学力テストなどの消耗品、スポーツ振興センターの掛金などにつきましては、多くの町村では保護者負担としているところでございますが、

本町では、少しでも各家庭の財政負担の軽減が必要な経費として町が負担していることもご理解いただきたいと思います。限られた財源の中ではありますが、平等性や公平性を考慮しながら行政として支援する必要がある経費については、就学援助の認定にかかわらず、全児童生徒に支援をしている状況にあることもご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）次の質問に移らせていただきます。

J R 仁木駅周辺の再整備について。

本年3月に後志自動車道仁木インターチェンジが開通しましたが、J R 仁木駅は仁木の玄関口として大きな役割を果たしています。北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の工事は遅れ、10年以上開通する見通しはありません。工事延期に伴い、原則開業時まではJ R 北海道により運行されることが示されている状況からJ R 仁木駅周辺の再整備を考えてもよいのではないのでしょうか。

果実とやすらぎの里公園は建設後30年ほど経過しており、現在は自転車置場の屋根もなくなり、高校生の自転車が雨風にさらされ倒れているのを見ると寂しくなります。公園で遊ぶ子どもたちも多い中、日陰になる場所がほしいとか、水遊びができる噴水の設置等の要望も聞きます。数年前に商工会が駅前でアンケートを実施していましたが、その結果では貸自転車が好評でした。現在、札幌市では電動アシスト付き自転車によるシェアサイクルが観光の足として役立っています。そこで、次の点について伺います。1. 自転車置場に屋根を設置する考えはないのでしょうか。2. 公衆トイレを洋式化する考えはないのでしょうか。3. 水遊び場を設置する考えはないのでしょうか。4. 電動アシスト付き自転車を取り入れる考えはないのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、J R 仁木駅周辺の再整備について、の質問にお答えいたします。

1点目の「自転車置場に屋根を設置する考えはないのでしょうか」につきましては、J R 仁木駅の自転車置場は老朽化が著しかったことから令和元年度に撤去しており、その際に盗難防止用の柵及び車止め柵を設置し、自転車置場として利用していただいております。現在の利用状況といたしまして、降雨時での利用が少ないことから、今のところ屋根を設置する考えはございません。

2点目の「公衆トイレを洋式化する考えはないのでしょうか」につきましては、現在、駅前公園トイレには男子トイレに和式トイレを一つ、女子トイレに和式トイレを二つ、多目的トイレに洋式トイレを一つ設置しご利用いただいております。公衆トイレにつきましては、仁木町個別施設計画において、令和14年度に更新を計画していることから、現時点ではトイレを洋式化する考えはございません。

3点目の「水遊び場を設置する考えはないのでしょうか」につきましては、水遊び場を設置する場合には、維持管理に係る経費の負担や衛生管理等多くの課題があります。また、最近では他自治体においても維持管理経費削減等を理由に水遊び場の稼働を中止している事例もあり、現時点で水遊び場を設置する考えはございません。

4点目の「電動アシスト付き自転車を取り入れる考えはないのでしょうか」につきましては、現時点で電動アシスト付き自転車を含めレンタサイクル等の実施について、具体的な検討は行っておりません。議員仰せのとおり、平成28年度から令和元年度まで、仁木町商工会が「仁木駅前広場のにぎわい活性化事業」の中で、レンタサイクルの実証実験を行い、利用者から一定の評価を得たことは承知しておりますが、町

内にワイン観光という新たな軸が加わったことにより、自転車による飲酒運転の発生が少なからず懸念されることから、町として持続可能な形で事業化する場合は、運営体制や経費負担、安全性の確保等、多くの課題があるものと認識しております。また、札幌市でのシェアサイクル事業につきましては、札幌市の観光スタイルは「都市型観光」であり、街中で短距離移動のニーズが強く、それに対して本町のような「農村型観光」では、点から点へ長距離移動が求められるため、同様の手法をそのまま当てはめるのは困難であると考えております。今後につきましては、町の観光戦略や観光ニーズの変化を鑑みつつ、レンタサイクルの運用の是非につきましても、町内二次交通全体の在り方の中で整理し、効果的な二次交通体系の構築に向け、情報収集と検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）2点目ですけれども、公衆トイレとして洋式に変えてほしいと何年か前に言ったときには、検討するということ saying していただいていたんですが、この検討した結果、何が問題だったんでしょうか。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）只今のご質問でございますが、検討をした結果、何が問題で洋式化していないのかという質問だと思いますが、こちらにつきましては、利用頻度ですとか、その他、実際に洋式トイレを使う方、また和式トイレを使う方とありまして、まず、先ほど申したとおり洋式トイレにつきましては、多目的トイレに一つ設置しておりますので、こちらを使用していただくことで対応可能であるというふうに判断した結果、今現在洋式化してございません。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）個別施設計画でまだまだ先のことですけれども、令和14年にはリニューアルするんでしょうか。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）個別施設計画につきましても、今後計画の段階でありますので、そこでリニューアルするという形ではありますので、検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）三十数年前に仁木駅の顔として、この公園整備をしていただいたんですよね、このやすらぎ公園としてどの駅にも負けないきれいな駅だと思っています。ボランティアさんも花の手入れとかをしてくれていて、街中にただ一つの公園として、もっと遊具を増やしてほしいというお母さん方の声があります。夏日を迎えたらニュースで子どもたちが楽しそうに水の中を歩いている、こういうニュースが流れますけれども、やっぱり小さな子どもたちを持つお母さん方にとってはうらやましい限りなんではないでしょうか。仁木の子どもも体験させてあげたいというのが願いです。初めから負担や課題を上げていたら何の発展もありませんけれども、この遊具のこととか頭の隅にでもこの公園のことを考えていて、職員の皆さんも小さな子どもたちがいっぱいいると思うので、ぜひこの遊具なら安くて置いておけるとか、そういうアイデアをもらって、ぜひこれから考えていってほしいと思います。公園にはいろんな人が散歩で寄って、ベンチで休んでいきますけれども、日陰になるところがありません。木を植えるとか柵を建てるとか、又はこの木があるところにベンチを置くとか、そういう配慮はできないんでしょうか。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）只今のご質問でございますが、まず、日除けといたしましては、公園遊具とは反対、J R仁木駅を対面して反対側、仁木役場庁舎側の方に屋根付きの休憩所を設置し、そちらの方で休憩をしていただくことを想定して設置してございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ぜひ、この公園も少し見直してほしいと思います。

4点目ですけれども、今ニセコの駅前にはアシスト自転車が置いてあって、観光センターも駅にあるので使い勝手が良いのかもしれませんが、インバウンドのお客さんもたくさんそこで利用していました。窓口でサイクルートのマップも作ってあって、これは倶知安町の観光協会が作っているマップなんですけれどもね、そこで借りた自転車で倶知安町のところまで買物に来る人たちもいるんですよね。そういうことでね、観光に来る人がみんなワインを飲むわけではないし、健康志向でこの果物狩りに来る人たちが農村だから長距離移動で点と点ではないと思うんですよね。やはりこういう自転車を使ってのんびりとした農村風景っていうんですか、そういうものも感じて、ゆったりとした観光をする方もたくさんいるかと思います。今、観光で来た人たちは歩いて仁木神社とかかなり有名になってきているので、仁木神社に行ったり、また食事をしたりとか、フルーツパークとか旭台でお昼を食べて、こう歩いて行くにはやっぱり遠いんですけれども自転車だと本当に良いと思うんですよね。余市川の河川をサイクリングしたり、本当にこんな観光も取り組んだら良いのではないかなというふうに、環境に優しい観光というんですか、そういうものも取り組んでほしいと思うんですけれども、こういうのは難しいんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員が仰るような理想的な観光振興というのは私も否定しませんし、本来ならそういったより良い魅力的な観光資源づくりに向けていろいろ考えるべきなのが本来の姿であるというふうにも私自身認識しております。一方で、町がこういったアイデアを提供するというか、作り出すということではなくてですね、私自身冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、やはりこれだけ観光協会が主体となって今、機能的に動き始めようとしている中で観光協会が主体となって、こういったアイデアを町と一緒に連携しながら理想な観光地域づくりに向けて作っていけるような、そんな体制がこれからできれば、そういった今上村議員が仰ったような理想的な観光地域づくりというものができるものだというふうに私自身も認識しておりますので、これからいろんな部分でお互いに前向きな協議を踏まえながらですね、仁木町にとっての理想的な観光地域づくりに向けてこれから取組を進めていかなければならないというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そうですね。先ほど町長が話していたように観光協会のことを言っていたのでね、これ若い人たちも観光協会に入って本当に発展していくと思うんですけれども、やっぱりこう駅前が無理ならこの宿泊施設とかキャンプ場とか、そういうところに自転車を置いてもらうとか、そういうふうに観光戦略の一つにしてもらって、観光協会にもぜひ頑張っていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第1号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本条例は、地方自治法第203条の2の規定により、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額等を定めた条例でございます。この度の改正につきましては、条例で定める投票管理者等の報酬額を法律の改正に合わせて改めるものです。関係予算につきましては、議案第2号、一般会計補正予算、予算書の13ページ、参議院議員選挙費、報酬8万4000円です。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。別表第4は、投票所の投票管理者等の報酬額を定めた表です。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、法律に定める国選執行時に市町村に交付する投票管理者報酬等の基準額が増額になったことにより増額改定するものです。改正後の報酬額は、投票所の投票管理者は1万4500円。11時間以下とした場合は1万2800円、期日前投票所の投票管理者1万2800円、開票管理者1万2200円、選挙長1万2200円、投票所の投票立会人1万2400円、11時間以下とした場合は1万900円、2ページ、期日前投票所の投票立会人1万900円、開票立会人1万100円、選挙立会人1万100円に改めるものです。附則につきましては施行期日の定めであり、公布の日から施行するものであります。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4951万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6547万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第2号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から20款、繰越金まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額1億4951万4000円を追加し、補正後の合計を51億6547万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額1億4951万4000円を追加し、補正後の合計を51億6547万6000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は1億991万円の増、その他は3936万3000円の増、一般財源は24万1000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、昨年推計で算定し、給付した調整給付金との差額を給付する不足額給付に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びLINE情報システム構築に係る新しい地方経済生活環境創生交付金1953万2000円の追加、3目、衛生費国庫補助金は、子ども・子育て総合支援事業として実施する視覚検査機器導入及びエネルギー構造高度化転換理解促進事業に係る補助金8886万4000円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。16款. 道支出金、2 項. 道補助金、1 目. 総務費道補助金につきましては、ぬくもり灯油及びインターチェンジ開通観光モデル構築事業に係る地域づくり総合交付金110万円の追加、3 目. 衛生費道補助金は、不妊治療費等助成事業に係る補助金3万5000円の追加。3 項. 道委託金、2 目. 農林水産業費委託金は、有害鳥獣の出没に備えたハンターの動向に係る点検調査委託の追加分37万9000円の追加。

7 ページ、18款. 1 項. 寄附金、2 目. 総務費寄附金につきましては、目を新設し、企業版ふるさと納税寄附100万円の追加でございます。

8 ページをお開き願います。19款. 繰入金、1 項. 基金繰入金、1 目. 財政調整基金繰入金につきましては、繰越金額の確定により4455万2000円の減額、3 目. ふるさと振興基金繰入金は3836万3000円の追加で、政策事業の実施によるものでございます。

9 ページ、20款. 1 項. 1 目. 繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により4479万3000円の追加でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費につきましては、LINE情報配信システム構築に係る委託料など161万7000円の追加、5 目. 企画費は、企業版ふるさと納税マッチング支援に係る手数料、並びに共同住宅建設及び空き家対策補助事業の実施により3111万円の追加でございます。

12ページをお開き願います。2 項. 徴税费、1 目. 税務総務費は、昨年度、定額減税の実施に伴い、推計で算定し給付した調整給付金との差額分の給付、不足額給付の実施に係る給付費及び事務費で1872万6000円の追加、13ページ、4 項. 選挙費、2 目. 参議院選挙費は、国政選挙における投票管理者等の基準の見直しにより8万4000円の追加でございます。

15ページをお開き願います。3 款. 民生費、1 項. 社会福祉費、1 目. 社会福祉総務費につきましては、ぬくもり灯油事業の助成費173万円の追加、3 目. 老人福祉施設費は、いきいき88に配置している車椅子の劣化による更新費用3万6000円の追加、6 目. 後期高齢者医療費は、特別会計の令和7年度への繰越金額の確定により繰出金5万円の減額でございます。

16ページをお開き願います。4 款. 衛生費、1 項. 保健衛生費、1 目. 保健衛生総務費につきましては、子ども・子育て総合支援事業として実施する視覚検査機器導入及び助成拡充に伴う不妊治療助成費180万円の追加、4 目. 環境衛生費は、町民の理解浸透に向けたエネルギー転換理解促進事業費4697万円の追加でございます。

17ページ、6 款. 農林水産業費、1 項. 農業費、2 目. 農業総務費につきましては、財源内訳の変更、3 目. 農業振興費は、地すべり滑防止区域点検調査においてハンターの同行が条件化されたことに伴う有害鳥獣駆除委託料の追加及び町内におけるリング栽培の再構築事業費137万5000円の追加、7 目. 農用地再編開発事業費は、農村公園フルーツパークにきの再構築に向けた再生可能エネルギーを活用した修繕基本計画の策定費4103万円の追加。2 項. 林業費、1 目. 林業総務費は、森林再生に取り組む活動組織への国の助成決定に伴う交付団体の増により、町負担金5万9000円の追加でございます。

19ページをお開き願います。7 款. 1 項. 商工費、2 目. 商工振興費につきましては、インターチェンジ開通観光モデル構築事業実施に係る分析ツールの使用料132万円の追加でございます。

20ページをお開き願います。10款. 教育費、6 項. 保健体育費、4 目. スキー場管理費につきましては、

本年12月にリニューアルオープン予定のスキー場の環境改善、スキー場魅力向上事業として仮設トイレの設置費用370万7000円の追加でございます。

21ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

休憩前に議案第2号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）の説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）予算書の11ページ。そこに定住促進共同住宅建設補助金として3000万円補正してございますけれども、今現在、その共同住宅全体での入居状況について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）共同住宅のですね、入居状況ということでありますが、これまでですね、この同補助金を使って建てられた住宅というのは5棟で47戸ございます。ちょっと古いんですけれども、本年3月時点ですね、私どもで調査した段階ではですね、全室満室ということで伺っているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これまで移住者の方が入居されたという実績というのは押さえていますか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）これにつきましてはですね、実績につきましては正確なところは正直押さえ切れてはいないんですけれども、ほとんどの方がですね、移住者というふうなことで私ども考えております。町内の方がですね、あまりこちらの方に住まわれるということは余りちょっと考えられないかなというふうなことを考えていますので、実際には町内の方も当然おられると思うんですけれども、8割9割はですね、移住者の方かなというふうに推測しているところです。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員、

○4番（佐藤秀教）非常に効果が出ている事業ということで、ぜひまたこれが入居になるように、全室入居になるように頑張ってほしいと思います。

では次にですね、同じく総務費の、12ページ、5目、企画費、空き家対策事業として家財道具処分等支援助成金として100万円ですけれども、今回補正されていますが、この助成事業に至った経緯について、説明をお願いします。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）こちらの家財道具の処分の費用に関するですね、施策に至った経緯なんでございますけれども、これにつきましては、令和3年度にですね、空き家調査を実施した際にアンケート調査を実施しております。こちらですね、アンケート調査の結果なんですけれども、アンケート調査は全部の空き家ではないんですけれども、アンケート調査を送付できた件数というのが82件ですね、そのうち約半数の43件からですね、回答をいただいております、その中で町の支援してほしい内容というふうな項目がございまして、その中にですね、この家財処分に関する関係の支援ということが回答項目でありまして

こちらの方がですね、6件ほどございました。その他にもですね、年に数件ですけれども、そういうのがないのかという問い合わせもございます。こちらを踏まえてですね、今回上限20万円の5件ということでですね、予算計上をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで今現在ですね、この事業に該当する空き家BANKに登録されている物件があるのか。また、本町の空き家データがあると思うんですが、それに登録されている物件があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）まずですね、空き家BANKの登録につきましては現在ございません。従前調べた空き家調査の関係で該当しそうなものが約3件ほどございます。ちょっとこれ所有者に当然打診等はしておりませんので、実際に使っていただけるかどうかというのはわからないところなんですけれども、今のところそういうことで想定しているということです。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）では他にですね、100万円、5件分だと思うんですけれども、その該当する空き家があれば、どのようにこの空き家の調査・把握していくのか、その辺のことについてちょっと説明願います。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）まずですね、今、私の方で空き家調査の関係で3件というお話をさせていただいたんですけれども、これ以外にもですね、あるかもしれませんので、まずそちらの方に追調査というか、そういうことを実施するというのが1点と、あと当然広報等でこれは予算計上して成立された場合は周知していくというふうな部分、それとあとは今後の話になるんですけれども、空き家調査ということで、水道の休止状況を踏まえてですね、空き家となっているのではないかとというふうなところで、そこにですね、お問い合わせしてみるだとか、そういうことを今想定して、こちらの方の事業を使ってみませんかというふうなお問い合わせをしたいなというふうに考えているところです。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これも町長の公約の一つでもありますので、しっかり取り組んでほしいと思います。

次にですね、16ページ。16ページのエネルギー転換理解促進事業ということで4697万円、補正されておりますけれども、この内容についてですね、具体的にちょっと説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）環境衛生費のところの転換理解促進事業の内容ということであります。今年度につきましてはですね、町民の理解促進に向けた事業ということで、リーフレットを作成、そして配布させていただいたりですね、それから動画、そしてあとはエネルギー転換のメリットなどをですね、農業ですとか観光の振興にですね、横展開を図っていくための関係者の方々と意見交換等の場を設けるとかですね、そういう機運の醸成事業、それから次世代、これからゼロカーボン・脱炭素の達成に向けて担い手となる子どもたち、若年の小中学生を対象とした出前講座のようなですね、講座、体験学習できるような機会を設けて、ものを作ったり配布したり講座を開設して終わりではなくて、それをやって1年間どうだったか、今までやった事業等を含めて検証してですね、まとめていくというような事業を想定しております。

す。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）内容はわかりました。それで議会の方からもね、町民の方たちとコンセンサスを図るようという提言をさせてもらっていますので、それにすぐ応えるような形で今回取り組んでいただけるということで、これ非常に評価したいと思います。よろしくお願いします。

次にですね、予算書の17ページ、7目、農用地再編開発事業ということで、再エネのこれはフルーツパークの修繕基本計画策定委託料ということで4103万円、計上しているわけですが、あまり一般質問で質問できなかったものですから、この策定する基本計画の内容について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）農村公園フルーツパークにきにおけます再エネ・省エネ修繕基本計画策定業務の内容なんですけれども、再エネ・省エネの可能性の定量評価ですね、こちらをもちましてその実現に向けた、省エネ・再エネ実現のための設備導入とそれに伴います景観面、安全面への影響の評価をはじめですね、温室効果ガス排出削減量の把握ですとか、施設からの排出物を資源化しまして、それを循環利用する手法についての検討、それらを持ちましてですね、修繕内容を総合的に検討しまして、概算事業費等を算出していただいて最終的に計画の策定というふうになっております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そうすると施設全体の修繕と再エネを抱き合わせで検討していくという内容でよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）その認識で間違いありません。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでこの再エネの事業で、当然その分かなり再エネの分で、おそらく相当の費用がかかっていくのかなと思いますけれども、まだこれから設計で、まだこれからでわからないんですけれども、そうした場合に修繕を行う際にですね、国からの補助金等財政支援がどの程度期待できるのか、わかる範疇で説明をお願いします。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）修繕に関する財源ということでありますけれども、今現状の国の制度等を見ましたところですね、やはりエネルギー系でいきますと二酸化炭素抑制の関係の補助金ですとか、脱炭素系の補助金、それからエネルギーの転換理解促進事業ということで、経済産業省の方の補助金なんかも使っている町村がありますので、その辺のエネルギー側の財源の勉強も連携して進めていきたいというふうに考えております。また従来の地域の機能集約ですとか、社交金と呼ばれる他の省庁の補助金なんかもですね、活用している例もありますので、その辺もですね、含めて連携して勉強してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ということは、仁木町もゼロカーボンシティ宣言をしますよね。それで、この辺の絡みで補助金が増えるというような部分もあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）直接ですね、公共施設にというものもありますし、町民の方に対して町が補助したもののに対して、充足というんですかね、あてがわれるものもあったりします。補助金ですね、今関係省庁で様々な補助金の用意をして、てこ入れをされている状況でありますんで、それらをですね、各担当と共有して勉強しながらですね、組合せするなりして使ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、町民に向けてのという話もありましたけれどもね、先だってちょっと質問しましたら、太陽光パネル、太陽光発電については、国のそういう助成補助がないんだというふうにお聞きしているんですけれども、それは要するに町民に向けても、町民が設置したとしても、補助金、そういう枠があるという、制度があるということによろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）国のというよりはですね、北海道が独自でやっている補助金なんかも数多くあります。それらですね、まだ要件を満たしていないようなものもあったり、あとは実施できていないようなものもありますので、その辺も含めて勉強させていただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）道の方の分はあるということなんですけれども、再エネ普及に向けていろいろ説明会もこれからやるということなんで、おそらく町民の皆さんから、いやうちも太陽光パネル付けたいよねとした場合に、当然町独自の補助制度なんかもね、検討する時期が来るんじゃないかと思うんですね、今うちの方でこれだけ推進しているわけですから。その辺のお考えというか、町長ですね、ないでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）もちろん宣言をした後はですね、町の姿勢として、そういった試みも必要になってくる部分はあるというふうに思います。現段階での施策の中で絡めて言いますと、例えば一方的に新築住宅に対する補助という部分で支援をさせていただいておりますけれども、例えばですね、例えばの話ですよ、例えばプラスアルファ再エネ事業に取り組んだら、町として上乘せするとか、そういった形で促進していくような、そういう政策もこれから求められるのかなというふうに思っていますので、そういった考えをですね、これからいろいろ各課連携しながら、協議しながら、仕組みづくりをこれから考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひ町民とのコンセンサスを得た中で、そういう要望も当然出てくると思うんですね。ぜひその辺は前もって検討していただきたいと思います。

それでは次に、19ページ。19ページの商工振興費で、仁木IC開通観光モデル構築事業ということで、分析ツール使用料132万円ということで、予算計上されていますけれども、先だって全員協議会で内容については理解しました。それで、このデータを取った後が大事だと思うんですね。これを検証してですね、観光施設だとか事業立案までどのような方法でね、策定していくのか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）当事業の予算を可決いただきまして、実施になったタイミングで得られるデータの活用方法なんですけれども、町内の時間ごとの人口分布ですとか、どこから誰が来たか、その方はどういった動線を町内で通って、どこに向かったかとか、そういった詳細なデータがわかることとなりますので、仮にですけれども、例えば、Aという方の情報がありますと、その方が札幌から仁木町内でサクランボ狩り、5号線の観光果樹園を通して、また積丹半島の方に向かわれたとなると、札幌からいらっしゃって仁木町でサクランボを食べて時期的に重なりますので、積丹のほうでウニを食べたとかというような推測もできるようになりますので、そういったところで、例えば積丹の観光協会と連携して札幌に向けて、ウニとサクランボをどうですかみたいなPRを打つですとか、そういった今まで比較的無作為という言葉が適切かどうかわかりませんが、なるべく都市部に人が多いところというように立ち位置でPRを打っていた部分を、そういった数量・定量的なデータがございますので、そういったところで具体的な意向を持って施策の展開ができるのかなというふうに担当の方では考えています。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）今ですね、観光の方からの面で答弁させていただいたところでありすけれども、私の方の住民環境の方であります景観の関係、データで共有できればですね、人の流れがわかってくればですね、重点とする景観の保全だとか、きれいな見栄えですとかですね、そういう重点する地域がですね、おおむね出てくるのかなというふうに期待しているところでありすので、こういうデータもですね、横展開で使わせていただきながら景観の方の部分としても使わせて、検討の材料にさせていただければというふうに考えて、連携して進めていく事業ということで捉えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっとよく分からないんですけれどもね、このデータを活用して、この観光施策や事業立案をするということなんでね、まずは本町のことをまず考えなければならないと思うんですね。例えば、仁木インターチェンジを降りた車が、どう動いているのか。それによって、ここにもうちちょっと力を入れた方がいいよねだとか、そういう、例えば観光施策の事業立案というのは、私はそういうものかなと思っていたんですよ。先ほど参事が言った部分も十分理解はします。でもまず自分の町で、その動きはどうなっているのか、あまりこうフルーツパークにね、あまり人の流れがないよねと、そういったときにやっぱりそれはこういう形で、もうちょっとここに力を入れるかとか、そういうものに使っていくのかなと思っていたんですよ。それはどういうお考えなんでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）先ほど私が述べました例が、ちょっと極端な例でしたので、あれなんですけれども、今佐藤議員仰ったとおりですね、私どもの方でも町内の観光客の回遊ルートですとか、そういったものを可視化した上で、効果的な誘導経路ですとか、そういったことを町内で構築したいという考えはもちろんです。今、先ほど住民環境課の本多が申し上げたように、看板への横展開ですとか、またですね、人の流れがわかるということは、いろいろと防災ですとか、そういった観点からも活用できるデータになるのかなと思いますので、庁内全域で連携しながらですね、あとまだ予算可決いただいていないですし、どこと契約するかというのも決まっていらないんですが、計画内容によっては、吐き出されたデータをですね、観光協会ですとか町内の観光果樹園の皆さんですとか、そういったところとも有益な形で共有させていただければ、庁内全体としていろいろと、それぞれの考えを基に有効な施策、商店街での取組で

すとか、そういったことにつなげていけるのかなというふうに、私の方では考えております。

○議長（横関一雄）他にございませんか。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）6ページです。この中で農林水産業費の中で、地すべり防止区域点検調査ということで、この調査内容としてどのような調査をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今のご質問でございますが、地すべりの防止区域のですね、点検というのは、もう過去から相当ですね、町の方では道に代わって実施をしておりました。それは地すべりのですね、設備が北海道の方で設置したものを町が委託を受けてですね、点検をするという作業でしたが、これは毎年通常ですね、当初予算にずっと計上していたもので、今回、新たにですね、その点検の際に、当然地すべりのですね、設備というのは山の中にあるものですから、その点検をする際にですね、熊との遭遇を想定してハンターの同行をしていただきたいと北海道の方からですね、依頼があったもので、その分の費用をこの委託金として上乗せされたというものがこの金額になります。以上でございます。

○議長（横関一雄）5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）今の内容でいくと、熊との遭遇という形の中で、この委託金が増額されたという内容ですけれども、その調査全体としては大きく変わったというところはないのかどうか。地すべりがどこかで発生しているとか、そういうようなことがないのかどうか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）地すべりの点検についてはですね、毎年点検内容を写真に撮りまして、北海道の方に報告しておりまして、それについてはですね、現在のところは特に問題はないと。ただですね、その点検する際に、現場がですね、藪の中で本当に熊と遭遇する可能性が高いところばかりですので、ハンターをそこにつけていただいて、点検する方の安全を確保していただきたいとそういうような目的でですね、予算が計上されているというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。

他にございませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）17ページ、リンゴ高密度植栽培導入支援事業の中で、今現状どれほどの方々が、これに手を挙げているのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）まずこの事業自体はですね、町の方でですね、リンゴの再構築を目指すというものでありまして、これからですね、そういった方々を、リンゴの高密度植等に興味のある方これから導入しようというふうに考えている方をですね、研究会・組織をつくりまして、その中でですね、研究を進めていこうということでございます。現時点でですね、それをやるやらないということではですね、正直なところですね、押さえているわけではなくてですね、そういった問い合わせ等があったもので、これから導入を検討しているというふうに、私どもは考えておりまして、そういった方々が、この研究会組織の中で、こういった方法であれば仁木町内のリンゴ生産がですね、今後、また盛り上がっていくんだらうというふうなことを目的にですね、研究会組織を立ち上げるというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）この高密度植栽培のリンゴに関しての事業というのは、私としてもこの町に果樹という

ものを残していきたいと思っておりますので、もう一度そのリンゴの産地であった仁木町が、リンゴをまたは少しでも増やしていくっていう事業はすごく賛成です。そういう中で私も、少しずつではありますが私も個人的にはリンゴをちょっと植えて試験的にやっています。そういった中でも、そのまわりからも町内会の集まりとかあったときには、リンゴをやるかなという声も聞くので、ぜひこれをきちんと事業化して、やりたいという方がどんどん増えていただければと思うので、今後この事業を大きくしていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）先ほどもですね、ご答弁申し上げたとおりですね、まず研究組織の中で、このリンゴの高密度植が仁木町として可能であるのかどうか。それからリンゴを生産拡大する上でどのような施策・対策が必要なのかということで、全員協議会でも説明を申し上げましたが、3年間をめどにですね、この研究組織の中でですね、検討を重ねまして、その後改めてですね、生産組織の拡大、生産者の拡大を目指していくということでございますので、今現時点ではですね、今後、仁木町内でリンゴ生産がどのような形で進めていけばいいのかというようなことを3年間をかけてですね、検討したいというものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8719万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第3号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金から7款、国庫支出金まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額34万1000円を追加し補正後の合計を1億8719万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額34万1000円を追加し、補正後の合計を1億8719万円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金が34万1000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により、財政調整基金からの繰入金を108万4000円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により108万4000円を追加するものでございます。

7ページ、7款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、款を新設し、子ども・子育て支援金制度の導入に向けたシステム改修に係る補助金34万1000円の追加でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、子ども・子育て支援金制度の導入に係るシステム改修費34万1000円の追加でございます。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8471万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第4号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金から6款、国庫支出金まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額33万円を追加し、補正後の合計を8471万2000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額33万円を追加し、補正後の合計を8471万2000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金が33万円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により5万円の減額でございます。

6 ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により5万円を追加するものでございます。

7 ページ、6款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、款を新設し、子ども・子育て支援金制度の導入に向けたシステム改修に係る補助金33万円の追加でございます。

続きまして、9 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、子ども・子育て支援金制度の導入に係るシステム改修費33万円の追加でござ

います。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号

仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第5号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について。仁木町監査委員条例（平成3年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第5号、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。本条例は、地方自治法の規定により、監査委員に関する事項を定めた条例でございます。この度の改正につきましては、条例で引用している地方自治法の引用条項が法改正により繰下げとなったことによるものです。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第7条の条文中、地方自治法の条項、第243条の2の8第3項を第243条の2の9第3項に改めるものです。附則につきましては施行期日の定めであり、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行するものであります。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、菊地福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第6号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明申し上げます。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、仁木町国民健康保険税条例につきましても、経済動向等を踏まえた軽減判定所得の見直し及び中間所得層の保険税負担の配慮を図るため所要の改正を行うものでございます。なお、本件につきましては、本年5月16日開催の令和7年度第1回仁木町国民健康保険税審議会に諮問し適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお下線を付してある箇所が改正箇所でございます。第2条第2項では、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものでございます。第23条第1項では、先ほどと同様に基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、

後期高齢者課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものと、同項第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万5000円から30万5000円に引き上げるものでございます。

2ページをお開き願います。同じく第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を54万5000円から56万円に引き上げるものでございます。附則の第1項は施行期日の定めであり、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。第2項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。以上で議案第6号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

大江辺地に係る総合整備計画について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第7号『大江辺地に係る総合整備計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号、大江辺地に係る総合整備計画について。大江辺地に係る総合整備計画書を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第7号、大江辺地に係る総合整備計画について、ご説明申し上げます。

本計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき計画を策定することによりまして、辺地対策事業債充当率100%、地方交付税算

入率80%の有利な起債の活用を図ることができるというものでございます。国の基準に該当する本町の対象地域は、大江、銀山、尾根内の3地区であります。今回提案している計画書には今後5年間に亘り、辺地対策事業債を活用した事業計画のある大江地区の総合整備計画を定めるものでございます。

計画書をお開き願います。大江地区の総合整備計画書につきましては、計画期間は今年度から令和11年度までの5年間で、仁木町民スキー場のリフト・ナイター照明更新事業について計画するものでございます。事業費は3億940万円、内訳といたしまして一般財源が3億940万円で、全額を辺地対策事業債の予定額としております。以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『大江辺地に係る総合整備計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『大江辺地に係る総合整備計画について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号

尾根内辺地に係る総合整備計画について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第8号『尾根内辺地に係る総合整備計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号、尾根内辺地に係る総合整備計画について。尾根内辺地に係る総合整備計画書を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第8号、尾根内辺地に係る総合整備計画について、ご説明申し上げます。

本計画につきましても議案第7号と同様の理由により当該計画を策定することにより、辺地対策事業債充当率100%、地方交付税算入率80%の有利な起債の活用を図ることができるもので、今後5年間に亘り、辺地対策事業債を活用した事業計画のある尾根内地区の総合整備計画を定めるものでございます。

計画書をお開き願います。尾根内地区の総合整備計画書でございますが、計画期間は大江地区と同じく、令和7年度から令和11年度までの5年間で、尾根内頭首工改修事業の農業競争力強化基盤整備事業を計画

するものです。事業費は7779万2000円、内訳といたしまして、特定財源は1685万5000円、一般財源が6093万7000円で、うち辺地対策事業債の予定額は6090万円でございます。以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『尾根内辺地に係る総合整備計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『尾根内辺地に係る総合整備計画について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号

銀山辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第9号『銀山辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号、銀山辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、銀山辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和7年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第9号、銀山辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

本計画につきましては、起債を活用する事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、議案第7号及び第8号と同様、計画を定めることで充当率100%、交付税算入率80%の有利な辺地対策事業債の活用を図ることができるものでございます。

計画書をお開きください。銀山地区総合整備計画につきまして、3. 公共的施設の整備計画中、銀山頭首工改修に係る農業競争力強化基盤整備事業費の増額により変更するものでございます。変更後は括弧書きで、事業費は9815万2000円で、特定財源が2126万2000円、一般財源は7689万円うち辺地対策事業債は7680万円を予定しております。変更後の合計事業費は1億926万円で、特定財源は2778万4000円、一般財源が8147万6000円うち辺地対策事業債は8130万円でございます。以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『銀山辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『銀山辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後1時58分

再 開 午後2時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第17 選挙第1号

仁木町選挙管理委員の選挙

○議長（横関一雄）日程第17、選挙第1号『仁木町選挙管理委員の選挙』を行います。

仁木町選挙管理委員は、令和7年6月27日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条第1項の規定により、委員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

仁木町選挙管理委員には、新藤 勲さん、菅 敦さん、本間美津雄さん、大原知恵美さん、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した方を仁木町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、新藤 勲さん、菅 敦さん、本間美津雄さん、大原知恵美さん、以上の方が仁木町選挙管理委員に当選されました。

日程第18 選挙第2号

仁木町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（横関一雄）日程第18、選挙第2号『仁木町選挙管理委員補充員の選挙』を行います。

仁木町選挙管理委員補充員は、令和7年6月27日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条第2項の規定により、補充員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

仁木町選挙管理委員補充員には、第1順位・兼重隆幸さん、第2順位・滝上 馨さん、第3順位・中村弥生さん、第4順位・山本幸子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました方を仁木町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、兼重隆幸さん、滝上 馨さん、中村弥生さん、山本幸子さん、以上の方が順序のとおり、仁木町選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第19 意見案第2号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第19、意見案第2号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の8ページです。意見案第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業

施策の充実・強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和7年6月19日提出。提出者は私、野崎明廣。賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第20『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和7年7月8日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ並びに7月14日留寿都村で開催される後志町村議会議長会主催の議員研修会に前田議員を除く全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、令和7年7月8日の札幌市での研修会並びに7月14日の留寿都村での研修会に前田議員を除く全議員を派遣することに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第21『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第22『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時24分

再 開 午後 2時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和7年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもとご可決を賜り心より感謝を申し上げます。

先週末、一般国道5号仁木トンネル工事の貫通式が執り行われ、北海道開発局工事関係者、来賓ら参加のもと、私、そして横関議長と出席してまいりました。時代を遡ると、1962年（昭和37年）に稲穂トンネルが開通した以降、国道5号稲穂峠を境に本町と共和町をつなぐ道として利用され、今日に至っております。新仁木町史巻頭に掲載している稲穂トンネルは、道内にあるトンネルの中では最も古いものとなっており、古くから交通の難所と呼ばれておりました。歴史をひも解くと新仁木町史には峠の名である稲穂とは、アイヌ語で神に奉げるもの「イナウ」から取られたもの。つまり、アイヌがこの山を越える際、天気急変をおそれ頂上で必ずこの木彫りのイナウを奉げて道中の安全を祈願してから越えたという伝えが語源になっているという記載がされており、稲穂峠は時代とともに形を変え、人々を見守ってきた道として大きな役割を果たしてまいりました。時を経て、新たに誕生する後志自動車道（一般国道5号）は、本町のみならず、北海道の経済、文化、そして人々の生活を支える重要な幹線道路となります。長年の懸案であった交通の隘路を解消し、物流の効率化、観光振興、そして災害時の緊急輸送路としての役割を担う、まさに地域にとっての生命線となるものであります。一般国道5号の完成は、本町の未来を大きく開くものと確信しております。物流の効率化による地域経済の活性化、観光客の増加による新たな雇用の創出、そして災害に強い安全なまちづくりをはじめ、私たちの町に新たな可能性と希望に満ちた未来をもたらしてくれる

ものと信じております。

結びにあたり、これから町内で各イベントが開催される時期に入り、議員の皆さまも出席される機会が多くなることと存じますが、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げますとともに、引き続き、行政推進に当たりご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時29分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和7年6月19日（1日間）

（開会 ～ 午前9時30分 ／ 閉会 ～ 午後2時29分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和6年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—
議案第1号	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.6.19	原案可決
議案第2号	令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R7.6.19	原案可決
議案第3号	令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	R7.6.19	原案可決
議案第4号	令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	R7.6.19	原案可決
議案第5号	仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について	R7.6.19	原案可決
議案第6号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R7.6.19	原案可決
議案第7号	大江辺地に係る総合整備計画について	R7.6.19	原案可決
議案第8号	尾根内辺地に係る総合整備計画について	R7.6.19	原案可決
議案第9号	銀山辺地に係る総合整備計画の変更について	R7.6.19	原案可決
選挙第1号	仁木町選挙管理委員の選挙	R7.6.19	当 選
選挙第2号	仁木町選挙管理委員補充員の選挙	R7.6.19	当 選
意見案第2号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	R7.6.19	原案可決